

第24 採水口（条例第56条の2に定めるもの）

1 水源

(1) 水源が結合金具の位置より低い位置にある採水口（以下「採水口より下の水源を有する採水口」という。）は、配管の下端の位置（ろ過装置を除く。）までを有効水量とするとともに、有効水量の深さは1 m以上とすること。ただし、配管の下端の位置が地盤面から落差4.5 m以上ある場合は、地盤面から落差4.5 m以内の部分の有効水量とすること。

(2) 通気口又は通気管を設けること。

2 配管

(1) 配管は第1屋内消火栓設備4(1)、(6)、(7)、(9)から(12)まで及び(19)に準ずるほか、加圧送水装置を設けた場合にあつては、その吐出側直近部分の配管表面の見やすい箇所に採水口用である旨を表示すること。◆

(2) 採水口より下の水源を有する採水口に設ける配管には、ろ過装置を設けること。

3 加圧送水装置

加圧送水装置を設ける場合は、第1屋内消火栓設備2(1)、(2)、(4)から(10)まで、3及び4(13)に準じて専用の加圧送水装置（ポンプを用いる加圧送水装置に限る。）を設けること。

4 結合金具

(1) 採水口の結合金具は、連結送水管の送水口付近に設けること。◆

(2) 採水口の結合金具は、地盤面からの高さが0.5 m以上1.0 m以下とするとともに、採水口の結合金具が呼称75のねじ式の受け口の場合は、採水口に呼称75のねじ式の差し口蓋（覆冠）を、呼称65の差込式の差し口の場合は、呼称65の差込式の受け口蓋（覆冠）又は容易に破壊できる保護板を設けること。

5 その他

(1) 歩行距離200 m以内に消防水利（消防水利の基準（昭和39年消防庁告示7号）に規定する消防水利をいう。）がある場合は、採水口の設置は要しない。

(2) 条例第56条の2第2項第4号の水源を他の消火設備の水源と兼用する場合は、加算は要しないものとし、それぞれの設備に規定される水量のうち最大となる水量を確保すること。

なお、雑用水槽等と兼用する場合も加算は要しない。

(3) 防火対象物の各部分から一の消防用水（40 m³以上）までの水平距離が100 m以下である場合は、採水口の設置は要しない。

